



編集発行 公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター 和歌山市ト半町33 TEL 073-431-0657
FAX 073-422-3269

年頭のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご家族おそろいでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、地震、豪雨、台風など自然災害が各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、尊い命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本年は、大きな節目の年です。春は天皇陛下の退位及び皇太子殿下の即位が行われ元号が改められます。夏は参議院議員選挙、秋は消費税率の引上げが予定されています。東京オリンピックまであと1年、2025年大阪で開催される国際博覧会の準備も始まり、「ひと、もの、こと」に大きな動きをもたらす年となります。

一方、国内景気は、持ち直しの動きに弱さが見られるものの、回復基調が続いているとされています。しかし、人口減少や少子高齢化の急速な進展、米国を中心とした保護主義的な動きなど懸念材料があり、今後の見通しは判断が難しいところです。

生衛業においては、人材不足、後継者問題、HACC

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 坂口邦嗣

P対応など課題が山積しています。昨年来その生産性向上を目指した取組が行われていますが、これらの課題解決に当たっては、社会の変化に対応した衛生水準やサービス・技術の向上を軸として、消費者の信頼・信用を得る取組が一層重要になると見えます。

また、各生活衛生同業組合では組合員の減少が続いています。しかし、小規模で零細な事業者の多い生衛業において、その意義は依然大きいものがあります。迅速な情報共有、割安な保険・共済等組合ならではの事業や同業者のネットワークの良さを認識してもらえるよう、組織や広報の在り方を常に見直していくなければならないと考えます。

当指導センターでは、現下の諸課題に生衛業の皆様とともに力を合わせて取り組むため、各生衛組合、全国指導センター及び日本政策金融公庫等の関係機関と連携し、県市行政機関のご協力を得ながら、生衛業界の経営の安定及び衛生水準の維持向上等に引き続き努めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、生活衛生関係業界の発展と皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



平成最後となります新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より生活衛生営業の衛生水準の維持向上を通じ、県民のより一層快適で衛生的な暮らしの実現にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を顧みますと、各地で大きな自然災害に見舞われたり、幅広い業種での人手不足の深刻化などが、景気に及ぼす影響が懸念された一方、東京オリンピック開催を

和歌山県環境生活部県民局

食品・生活衛生課長 畑野敬史

控え、地方の活性化の起爆剤にとの期待の元、6月に住宅宿泊事業法が施行されました。さらに、つい先日には大阪での万博開催が決定しました。今後増え続けるであろう訪日外国人旅行者の消費をあたたかいおもてなしによって取り込むことで、景気回復の動きが地方にも浸透し、生活衛生関係営業の皆様にとってさらなる飛躍の年となることを願うものであります。

最後に、新しい年が皆様方にとりましてすばらしい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶といたします。

ごあいさつ



新年あけましておめでとうござい
ます。

旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本政策金融公庫は昨年10月で、統合・発足から10年目の節目を迎えることができました。これまで、生活衛生関係営業の皆様の衛生水準の向上や和歌山県経済の発展・成長のため、政策金融の的確な実施に取り組んでまいりました。

日本政策金融公庫和歌山支店

支店長兼國民生活事業統轄 飯田圭一

今後もより多くの皆様のお役に立てるよう、金融面での積極的な支援を行うとともに、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信を行い、和歌山県の活性化に向けて取り組んでまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって実り多い素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

☆平成30年秋の叙勲 旭日双光章 受賞〔平成30年11月3日〕

美容業生活衛生同業組合 理事長

山根 博 氏 (那智勝浦町)

☆厚生労働大臣表彰〔平成30年10月26日・ホテルニューオータニ〕

理容生活衛生同業組合 常任理事

丸山 卓也 氏 (和歌山市)

クリーニング業生活衛生同業組合 理事

吉村 隆彦 氏 (かつらぎ町)

☆全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰〔平成30年10月28日・ホテルニューオータニ〕

クリーニング業生活衛生同業組合 理事長

小倉 正基 氏 (和歌山市)

美容業生活衛生同業組合 副理事長

岡崎 節子 氏 (和歌山市)

食肉生活衛生同業組合 副理事長

河村 真二 氏 (和歌山市)

☆厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰

〔平成30年6月13日・大阪府立大阪国際会議場〕

飲食業生活衛生同業組合 副理事長

新田 みどり 氏 (御坊市)

〔平成30年10月7日・グランメッセ熊本〕

理容生活衛生同業組合 支部長

星尾 正次 氏 (和歌山市)

☆和歌山県知事感謝状〔平成30年10月29日・アバローム紀の国〕

理容生活衛生同業組合 理事

葛本 栄吉 氏 (海南市)

興行生活衛生同業組合 事務局長

川瀬 和也 氏 (大阪府田尻町)

旅館ホテル生活衛生同業組合 常務理事

杉若 雅宣 氏 (田辺市)

美容業生活衛生同業組合 理事

田畠 みき子 氏 (和歌山市)

飲食業生活衛生同業組合 理事

中山 一枝 氏 (海南市)

クリーニング業生活衛生同業組合

内藤 健一 氏 (和歌山市)

地区生活衛生営業相談室を開催

生衛業の皆様の経営、融資その他の営業の相談に応じるために、日本政策金融公庫の融資関係を中心に地区相談会を開催しました。

開催日	保健所管内	開催場所
8月20日	岩出	岩出商工会2階会議室
8月27日	海南	海南商工会議所3階特別会議室
9月3日	御坊	御坊商工会議所3階小会議室
10月22日	新宮	新宮商工会議所1階特別会議室



クリーニング師研修会及び業務従事者講習を開催

クリーニング業法で3年以内ごとに1回の受講が義務付けられているクリーニング師研修、業務従事者講習をクリーニング組合・各保健所のご協力を得て実施しています。

本年度はクリーニング師研修を3回予定しており、8月に和歌山市、11月に御坊市で開催するとともに、業務従事者講習（Ⅱ型）を実施しました。

クリーニング師研修は平成30年2月24日（日）に那智勝浦町で開催しますのでまだ受講されていない方は是非受講してください。（詳細は、P6を参照願います。）

クリーニング師研修（田辺市会場）

開催日	開催日	場所	受講者数
和歌山市	8月5日（日）	和歌山県勤労福祉会館	27名
御坊市	11月11日（日）	御坊商工会議所	20名



業務従事者講習会

受付期間	レポート提出締切	受講者数
6月20日（水）～7月20日（金）	8月20日（月）	6名



※受講者には、それぞれの修了証書と受講済ステッカーを交付しました。

後継者育成支援事業（職場体験学習）を実施

昨年5月から11月にかけて後継者育成支援事業の一環として理容、飲食、旅館ホテルの事業所で、中学・高校の生徒を受け入れ、職場体験学習（インターンシップ）を実施していただきました。

本年も生徒の皆さん熱心に取り組んでいただきました。

ご協力いただいた事業所及び生衛組合の皆様ありがとうございました。



衛生水準の確保・向上事業推進会議で各組合の行動計画を発表

平成30年9月26日（水）13：30から和歌山県勤労福祉会館3階特別会議室において、衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

会議では本事業の意義について再確認を行い、各生衛組合及び指導センターから「広報事業」「組合員倍増運動」「セミナー開催」「自主衛生管理」などの行動計画案について発表の後、意見交換を行い、和歌山県市の生衛担当課長及び日本政策金融公庫から各組合の計画に対し助言を頂きました。

平成30年度経営特別相談員研修会を開催しました。

平成30年10月1日（月）和歌山ビッグ愛において経営特別相談員研修会を開催し、多くの経営相談員に受講していただきました。

経営特別相談員は、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を推進し、健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な活動として行う経営指導相談事業の強化を図ることを目的に、県知事から委嘱を受けて各地域で活動しています。

設備改善等により生活衛生融資の申込みをされる場合には、下記の経営特別相談員にお気軽に相談してください。



《生活衛生営業経営特別相談員名》

(平成30年11月1日現在 43名)

氏名	所属	住所	氏名	所属	住所	氏名	所属	住所
中野 誠司	飲食業	和歌山市	西浦 敏三	理容	和歌山市	赤居 憲	クリーニング業	和歌山市
安井 弘美	ク	和歌山市	小川 香代	ク	和歌山市	池田 大和	ク	和歌山市
寺尾 恵二	ク	橋本市	山口伊玖磨	ク	橋本市	岩倉 茂実	ク	和歌山市
福本 宗治	ク	かつらぎ町	梅谷 英和	ク	広川町	橋本 光司	ク	和歌山市
岡村 勝美	ク	九度山町	木村 忠則	ク	御坊市	小島 里美	ク	和歌山市
小倉 正男	ク	高野町	長谷 伸二	ク	田辺市	木下 純	ク	田辺市
岡本 康宏	ク	岩出市	(6名)			梅本 勝也	ク	広川町
前田 洋三	ク	海南市	大野 裕弘	美容業	和歌山市	(7名)		
千賀 知起	ク	海南市	岩橋 八重	ク	和歌山市	後藤 勝文	旅館・ホテル	和歌山市
山畑 弥生	ク	紀美野町	河端 洋美	ク	和歌山市	田中 敏彦	ク	和歌山市
新田みどり	ク	印南町	瀬迫佳世子	ク	橋本市	柏木 由起	ク	和歌山市
廣井 孝一	ク	田辺市	原 多万子	ク	海南市	庄司真珠美	ク	田辺市
愛須 崇夫	ク	白浜町	谷口 秀幸	ク	有田市	(4名)		
若田 耕一	ク	白浜町	松下 修	ク	御坊市	藤井美穂子	食肉	和歌山市
里中 祐吉	ク	新宮市	田上 景一	ク	田辺市	岡本 安広	ク	海南市
(15名)			中島 敦司	ク	田辺市	(2名)		
			(9名)					

生衛業の皆様、生活衛生同業組合に加入しませんか？

組合に加入すると

○日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

○保険料の安い団体保険制度に加入できます。

○行政や業界の最新情報をることができます。

○各組合独自の割引制度などを受けることができます。

詳しくは、次の生活衛生同業組合、当指導センターにお問い合わせください。

理容組合TEL073-444-5400、美容組合TEL073-474-1060、飲食業組合TEL073-423-2132

クリーニング業組合TEL073-432-2817、食肉組合TEL073-432-4529、

旅館ホテル組合TEL073-431-1366、興行組合TEL073-480-4777、指導センターTEL073-431-0657



生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じて、みなさまの事業のお手伝いをしています。

振興計画認定組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付より有利な振興事業貸付をご利用いただけます。

取扱い融資制度の例

資金名	振興事業貸付（注1）	生活衛生改善貸付
ご利用いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者（注2）であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金：1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内（注3） 運転資金：5,700万円以内	2,000万円以内
ご返済期間	設備：20年以内[うち据置期間2年以内] （注4） 運転：7年以内[うち据置期間2年以内] （注4）	設備：10年以内[うち据置期間2年以内] 運転：7年以内[うち据置期間1年以内]
利率（年）	基準利率、特別利率A・B・C・J	特別利率F

（注1）ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。また、振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます（振興事業特定施設設備・振興運転資金に限ります。）。

（注2）常時使用する従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の会社または個人

（注3）業種によって異なります。

（注4）訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただきか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

事業資金相談ダイヤル

（行こうよ！公庫）
0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください
(受付時間: 平日 9時～19時 [国民生活事業])

研修会・各種相談室のご案内

◆クリーニング師研修（那智勝浦町会場）を実施します。

開催日	平成31年2月25日（日）13:00～17:10
場所	那智勝浦町体育文化会館（東牟婁郡那智勝浦町天満441-8）
対象	新宮保健所、新宮保健所串本支所管内他
受講料	5,000円
申込先問合先	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター 電話073-431-0657

◆生衛業に係る法律相談室のご案内

生衛業の皆様の営業及び日常生活で生じた法律問題について、弁護士さんによる法律相談室を開催しますので、ご活用ください。

開催日	平成31年2月18日（月）13:00～16:00
場所	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター 電話073-431-0657

※当日の相談受付人数に限りがありますので、事前に当指導センター又はあなたの所属する組合まで申し出てください。
なお、相談は無料ですが、継続して相談を受ける場合は、相談者の負担となります。

お知らせ

◆美容業の標準営業約款が改正されます。

（公財）全国生活衛生営業指導センターでは、美容業に関する標準営業約款について厚生労働大臣あて変更認可申請を行い、平成31年8月登録からの導入を目指し準備中です。今回の主な改正点は、次のとおりです。

- ① 提供する役務に関する規定を全面的に改正し、「施術内容及び料金の表示」に関する事項として定める。
- ② 美容師の氏名に加え指名料（ある場合に限る）についても表示を義務付け、美容師の写真やセット例、研修・講習の受講履歴等の表示についても新たに努力義務とする。
- ③ 「衛生水準の確保に関する事項」として、保健所等の行政機関や業界団体が主催する衛生管理に関する研修・講習の受講を推奨し、受講した旨を表示することにより、利用者にとって安全・安心な美容室づくりを求める。
- ④ 「地域社会に対する取り組みに関する事項」として、高齢者対応や障がい者対応、子育て支援等、美容店が求められる社会的な取り組みを努力義務として明示し、取り組んでいる事項を表示することを義務付ける。

**理容店、美容店、クリーニング店、
めん類飲食店、一般飲食店のお店選びは
Sマーク登録店で！**

標準営業約款制度（Sマーク）



Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

Sマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

お問合せ・申込みは、公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター
TEL 073 (431) 0657 FAX 073 (422) 3269